

平成26年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書
(コンプライアンス推進本部決定)

平成27年7月27日

1. はじめに

官庁営繕部(本省)では、従前から発注者綱紀保持に努めてきたが、高知県内における入札談合事案を契機にコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会を設置し、コンプライアンス推進のための取組を行うこととした。昨年度当初に「平成26年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」(別紙)を策定し、その取組を推進した。

本報告書は、当該計画に基づく取組の実施状況を評価し、取りまとめたものである。

2. 職員の意識改革

職員のコンプライアンス意識の向上に研修は非常に有効な手段であり、研修活動に力を入れているところである。

平成26年5月に、大臣官房総括監察官を講師としてコンプライアンス講習会(官庁営繕部職員対象。約70名が受講。)を実施した。この講習会では、高知県内における入札談合事案調査の経験を踏まえ、コンプライアンスの心構え、同調査からの教訓、再発防止対策等について講義を行った。

平成27年2月には、コンプライアンスに知見のある升田純弁護士を外部講師としてお招きし、コンプライアンスに関する研修(官庁営繕部職員対象。約50名が受講。)を行った。日頃からコンプライアンス違反を疑われないようにすることが重要である等、貴重な内容のご講義をしていただいた。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正に伴い、平成27年3月に「発注者綱紀保持マニュアル」を改正し、ダンピング受注の防止等について追加等を行い、電子データを官庁営繕部の共有フォルダに保存し、官庁営繕部職員が活用できるようにした。

なお、昨年度において、不当な働きかけに対する報告を受けた事案はなかった。

3. 入札契約業務等の確実な実施

入札契約業務等について、制度の趣旨(公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発展)に沿って確実に実施した。建設業法の改正に伴い、建設業者の社会保険等未加入対策に関する通知を関係部局と連携し発出する等、必要に応じ対策を講じた。

4. 情報管理の徹底

入札・契約に関する情報管理の徹底については、入札・契約手続運営委員会資料のデータを保存フォルダにアクセス制限をかける等、発注者綱紀保持マニュアルに基づき機密情報を適切に取り扱い、また、発注者綱紀保持規程に則り、情報の種類ごとに設定された管理を適切に行った。

入札・契約に関する文書管理の徹底については、「行政文書の管理に関するガイドライン」及び「国土交通省行政文書管理規則」の規定に則り、契約台帳等文書の保存状況の定期点検を行い、文書が適正に保存されていることを確認した。

情報セキュリティの徹底については、標的型メール攻撃に対する教育、意識啓発のため、訓練を実施した。また、情報の作成時等には、当該情報の重要性・機密性を判断して情報の格付けを行い、情報の管理を徹底した。

5. 社会から更に信頼される組織づくり

コンプライアンスの基本要素の1つとして組織づくりは重要であり、官庁営繕部としても国民から更に信頼される組織となるための取組を進めているところである。

閲覧する方の視点に立って分かりやすいものとし、官庁営繕部の業務・施策を積極的に情報提供するため、「官庁営繕部におけるホームページ管理のルール」を定め、積極広報の強化を図った。

例えば、以下のようなコンテンツの追加等を行った。

○雨水利用の推進（コンテンツの追加）

国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標が閣議決定されたことに伴い、目標の概要等について、掲載した。

○B I Mの活用（コンテンツの追加）

建築分野におけるB I Mの普及に資するため、「官庁営繕事業におけるB I Mの活用」を掲載した。

○円滑な施工確保対策（コンテンツの拡充）

官庁営繕部が発注する営繕工事における不調・不落対策について、施工条件明示、見積活用方式等の対策の普及のため、「官庁営繕工事の円滑な施工確保対策」を掲載した。

○営繕関係出前講座一覧（コンテンツの追加）

国土交通省が行う事業や施策に対する国民からの疑問等に答えるために行われている「国土交通省出前講座」に、新たに「公共工事の円滑施工確保」等7講座を新設するとともに官庁営繕部のホームページに「営繕関係出前講座一覧」を掲載し、同ホームページからも、国土交通省出前講座を閲覧出来るようにした。

官庁営繕部の木材の利用の促進に関する取組については、県、市、木材関連団体等を対象に、木材の利用の促進に関する取組等の講演を行ったほか、公共建築月間（平成26年11月）に木材の利用の促進に関する取組等のパネル展示を実施し理解浸透に努め、木材の利用の推進について積極的に情報発信を行った。

また、本省、各地方整備局等に設置している「公共建築相談窓口」において、公共建築に関する全般的な相談対応を行った（延べ2,259件の相談を受付（平成26年4月～平成27年3月））。

適正な業務遂行の基盤である技術力を、組織として、また、官庁営繕部職員として獲得・継承していくため、第1四半期に「OJT推進計画」を各地方整備局等ごとに作成し、第4四半期に実施状況について報告を受け、その強化を行うこととした。また、若手職員からベテラン職員へのインタビューを行う場を設け、得られたアドバイスを取りまとめるとともに、研修講義資料についてイントラネットに掲載し、関係職員への情報共有・周知を行い、技術力の獲得・継承のための自己研鑽の支援等を目的とした環境整備を図った。また、官庁営繕部職員に対して、平成26年12月に木造施設の見学会を実施した。

さらに、PDCAサイクルを通じた業務の改善を行うという観点から、保全指導、CS調査、環境対策の実施等を行った。平成26年度実績では850件（全国計）の保全指導を行い、各地区で連絡会議を61回（出席官署等数1,669、うち16.5%が地方公共団体）開催した。

CS調査については、各地方整備局等に調査を依頼し、本省で結果を取りまとめた上、各地方整備局等に周知し、情報共有することで業務改善を図った。また、営繕技術検討会においても調査結果を活用し、施設整備へのフィードバックに関する意見交換等を行った。

環境対策の推進については、地球温暖化防止、循環型社会の形成等の社会的要請を踏まえ、官庁営繕の環境負荷低減対策に関する年度計画として「営繕グリーンプログラム2014」を平成26年5月に策定した。これに基づく実施結果は、平成27年5月に「官庁営繕環境報告書2015」として取りまとめた。

6. 風通しの良い組織づくり

働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指し、官庁営繕部職員を対象に業務改善に関するアンケートを実施した。評価できる点、改善すべき点等について意見を取りまとめ、官庁営繕部内で共有し、官庁営繕部職員を対象とした現場視察、帰りやすい環境を確保するため、業務に支障がないかぎり上司から部下へ帰宅を促すこと、官庁営繕部内の会議内容について、官庁営繕部各課で情報共有を行うことを部議で決定した。

7. 取組に関する全体的な評価

平成26年度のコンプライアンス推進計画では、働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指し、風通しの良い組織づくりを盛り込んだ。

風通しの良い組織づくりの実施に当たっては、日頃の業務の中で改善したい等の意見を募るため、業務改善に関するアンケートを行い、その回答の中で対応可能な事項について改善を図った。本件については一定の成果が出ており、今後とも継続して行っていくことが重要である。

その他コンプライアンスに関する取組については、平成26年度コンプライアンス推進計画に基づき、着実に実施されたと評価できる。平成27年度においても平成27年度コンプライアンス推進計画に基づく有効な取組を引き続き実施し、新たな課題にも対応しつつ、今後とも職員1人1人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を作ることが重要である。

平成26年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画
(平成26年3月31日国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

平成26年4月1日

1. 基本方針

官庁営繕部は、高いコンプライアンス意識を以て、「国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たす」（「官庁営繕部職員業務行動指針」平成24年1月）というミッションに当たることとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程（平成18年国土交通省訓令第29号。以下「綱紀保持規程」という。）等コンプライアンス関係規程を厳格に遵守するほか、以下の取組を推進することとする。

2. 職員の意識改革

(1) コンプライアンス意識の向上に向けた研修の徹底

外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、その成果を部内で広く共有することとする。

(2) 発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの活用

発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの周知・活用を図り、入札契約関係業務の自己点検を進めることにより、発注事務の確な実施を確保する。

(3) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員が、事業者等からの不当な働きかけを受けた場合や、他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合において、綱紀保持規程に従い適切な対応を行うことを徹底する。

3. 入札契約業務等の確な実施

特にコンプライアンスが求められる入札契約業務等について、制度の趣旨に沿って確実に実施するとともに、社会からの要請に応えるべく、必要に応じて見直しを行う。

4. 情報管理の徹底

(1) 入札・契約に関する情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報について、発注者綱紀保持マニュアルに基づきその適切な取扱いを徹底する。

(2) 入札・契約に関する文書管理の徹底

入札・契約に関する文書の適正な管理を徹底するとともに、その管理状況について点検を行う。

(3) 情報セキュリティの徹底

国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ対策を徹底する。特に、最近大きな脅威となりつつある標的型メール攻撃について対策を徹底する。

5. 社会から更に信頼される組織づくり

(1) 積極広報の強化

官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、官庁営繕部における積極広報を引き続き推進する。

(2) 技術力・専門力の獲得・継承

適正な業務遂行の基盤である技術力・専門力を、組織として、また職員として獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、OJTの強化、研修等の改善を引き続き推進する。

(3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、CS調査の実施等を行う。

6. 風通しの良い組織づくり

働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指すとともに、日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、とりまとめた上で部内で共有し、業務改善に活用することとする。